

(拡充) 香南市未来人材育成奨学金返還助成事業

1. 事業内容

人材の確保と香南市への定住を図ることを目的に、満40歳未満で市内に住所を有し、現に居住している者で、事業所等を有する事業主に正規雇用され、又は起業する若年者が借り入れた奨学金の一部を助成する。

※人口減少、市外への人材流出に歯止めをかけるため、令和7年度より助成対象者要件の緩和及び助成額等の拡充を行う。

2. 助成対象者

【現行】

- 令和2年4月1日以降に香南市に事業所を有する事業主(第1次産業を除く個人又は法人等)に正規雇用され継続して勤務する者又は令和2年4月1日以降に本市において起業し事業を継続する者(第1次産業を除く)

【拡充】

- 市内外において、現に正規雇用として、就業している者または起業し、事業を継続する者(第1次産業を含む)

※上記以外にも要件あり

3. 対象奨学金

- 日本学生支援機構奨学金(第一種、第二種)
- 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例第2条に規定する奨学金
- 香南市奨学資金貸与条例第2条に規定する奨学金
- その他市長が認める奨学金等

4. 助成額等

【現行】

(助成額)

- 前年度に返還した奨学金の2分の1の額又は市内に居住し、就労した期間(1か月未満は切り捨てる)に10,000円を乗じた額のいずれか少ない方の額

(助成期間)

- 奨学金等の借入期間の2倍の期間までとする



【拡充】

(助成額)

- 一般枠(市外就労者):前年度の返還額(上限9万円)
- 一般地域枠(市内就労者):前年度の返還額(上限12万円)

(助成期間)

- 助成を受けることができる回数は、奨学金等の貸与期間の年数(その期間に1年未満の端数があるときは、当該端数を1年とする。)に2を乗じた回数とし、8回を上限とする。※一部要件あり

5. 予算

9,600千円

(積算内訳)

- 一般枠(市外就労者)：9万円×60人
- 一般地域枠(市内就労者)：12万円×35人

